

令和 8 年第 1 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 1 月 2 6 日（月）
午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 5 5 分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室
3. 委員定数 条例定数 1 9 人 現委員 1 9 人
4. 出席委員（1 8 人）

会 長	1 番	葉山	諭						
会長代理	2 番	水嶋	政明						
委 員	3 番	山田	康弘	4 番	中尾	正則	5 番	大串	英明
	6 番	坂口	初男	7 番	河本	光晴	8 番	梅山	清春
	9 番	相川	浩一	1 0 番	葉山	静子	1 1 番	本山	光幸
	1 2 番	安藤	卓巳	1 3 番	谷脇	文弘	1 4 番	山口用一郎	
	1 5 番	柿田	敏彦	1 6 番	前田	明代	1 8 番	松崎	常俊
	1 9 番	林	辰造						
5. 欠席委員（1 人）
1 7 番 中村 和也
6. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
（案）に関する意見について
議案第 3 号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 第 3 報告事項 農地改良届について
農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和 8 年西海市農業委員会第 1 回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員 19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、5番：大串 委員、6番：坂口 委員にお願いいたします。

議 長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。
まず、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。資料3頁は、今回申請がありました3件の位置図です。1番は、西彼町下岳郷の案件で、次頁4頁は議案書です。物件の所在は、西彼町下岳郷字牛ノ首で、畑1筆572㎡の申請となっています。申請人に関する事項は、議案書記載のとおりで、転用の目的は、一般個人住宅の建設です。詳細は、子供の成長に伴い、現在の住居が手狭となったため、父が所有する申請地に住宅を建築するもので、権利内容は、永年の使用貸借権設定です。資料は、3頁から12頁までで、3頁が位置図、4頁が議案書、5頁に付近近況図、6頁に字図、7頁・8頁に現況写真、9頁に航空写真、10頁に被害防除計画書、11頁に土地利用計画図並びに平面配置図、12頁に立面図を添付しています。11頁に戻りまして、平面図の上部に黄色で配色している部分が隣接農地との緩衝地部分で、申請地面積からこの面積を差し引いたものが、有効面積となります。また、汚水は合併浄化槽で処理し、最終的に付近の用悪水路に放流する旨、西海市建設課に許可を得ています。雨水についても、同様に用悪水路に放流します。

10頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、切土・盛土はしない。汚水等は、合併浄化槽で処理し、最終的に用悪水路に放流することとしています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、緩衝地を設けることで、付近の農地への日照・通風に影響がないようにする、となっています。5頁の付近近況図や9頁の航空写真からも判断できますが、本申請地は1種農地で、原則許可が出来ませんが、許可基準の例外規定で、集落に接続する場合は、例外的に許可することができるとなっており、これに

該当するものです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 1 号の 1 番につきまして、19 番委員、補足説明をお願いします。

19 番 19 番委員です。今月 21 日に地元推進委員 2 名と私、それから担当行政書士と申請者親子が立ち会って、現地を確認しました。今事務局から説明があった通り、東側の隣接している畑は、1 m 弱高いところにあり、8 頁の写真を見ればわかるように、隣も家が建っていますが、そこもちょっと高いところにあり、今回建設したいという土地は少し下がっていますので、むしろこっちに水が流れてくる対策をする必要があるということで、水路を設けたりするそうです。それと雨水排水は、水路が流れているところに持っていくそうですので、特に問題ないと思います。また、道路を隔てて田んぼがありますが、そこは本件建物とは結構離れていますので、影を差すという問題もないと思います。以上特に問題ないと判断をして参りました。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第 1 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 1 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 1 号の 2 番について説明します。資料 13 頁は議案書です。物件の所在は、西彼町喰場郷字明場で、畑 1 筆 362 m²の申請となっています。申請人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、一般個人住宅の建設です。詳細の事由は、譲り受け人は、現在借家住まいで、申請地に新たに自己所有住宅を建築するものです。権利内容は、贈与による所有権移転となっています。この件の補足ですが、令和 7 年 7 月に、近傍地で農地法第 5 条の許可申請を行

い、一旦は許可を受けていましたが、施工前に、近隣者からの建設反対があったため、11月の総会時に報告しました通り、許可の取り下げを行い、今回の申請地を別途転用することとなりました。資料は、3頁並びに13頁から22頁までで、3頁が位置図、13頁が議案書、14頁に付近近況図、15頁に字図、16頁・17頁に現況写真、18頁に航空写真、19頁に被害防除計画書、20頁に土地利用計画図並びに平面配置図、21頁に雨水・汚水の排水計画図、22頁に立面図を添付しています。

19頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、切土・盛土はしないため、土砂の流出や崩落の恐れはない。汚水等は、合併浄化槽で処理し、最終的に水路に放流することとし、西海市建設課に確認済み、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物の高さを加減する。高さ5.4m程で、近隣農地への日照や通風等で悪影響を及ぼす恐れはない。万一、隣接農地に被害等が生じた場合は、申請人の責において解決する、となっています。

14頁の付近近況図や18頁の航空写真からも判断できますが、本申請地は、周囲を海岸や河川、宅地等に囲まれた、10ha以下の農業公共投資の対象となっていない、孤立した生産性の低い農地、第2種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第1号の2番につきまして、19番委員、補足説明をお願いします。

19番 19番委員です。1月25日に地元推進委員2名と私、それから施工業者の4名で現地確認をいたしました。周囲は譲り渡し人の土地ばかりで、悪影響を及ぼすような問題はないと判断しました。それから雨水排水は、暗渠に持っていくということでしたので、それも問題ないと判断しました。進入路については、昔の畑に通じる舗装道路があり、それを利用するということでしたので、特に周囲に迷惑かけるようなことはない判断して、帰って参りました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第1号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第1号「農地法第5条の規

定による許可申請について」の２番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第１号の３番を議題といたしますが、本案は、６番委員が当事者となる事案であるため、農業委員会法第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《 ６番委員 退席 》

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第１号の３番について説明します。資料２３頁は議案書で、西彼町上岳郷字杉ノ宗の田、現況は休耕田で、１筆 2,172 ㎡の申請となっています。申請人に関する事項は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、ため池を設置するもので、詳細の事由は、近年の夏場の干ばつによる水不足に対応するため、ため池を設置し、下流の田んぼの水源とするものです。権利内容は、10 年間の使用貸借権となっています。資料は、３頁並びに 23 頁から 33 頁までで、３頁が位置図、23 頁が議案書、24 頁に付近近況図、25 頁に字図、26 頁・27 頁に現況写真、28 頁に航空写真、29 頁に被害防除計画書、30 頁に事業計画書、31 頁に土地利用計画図、32 頁に平面図、33 頁に横断図・縦断図を添付しています。25 頁の字図や 31 頁の土地利用計画図等からわかるように、休耕田の東側に水路があり、その水路に塩ビパイプで繋ぎ込み、排水する計画となっています。ため池は、縦・横 20m、深さ 1.5m で、側面と底面は、掘出した土壌とセメントを混ぜたモルタル状のもので転圧・圧縮して固める、となっています。29 頁の被害防除計画の内容ですが、切土を 2 m から 1.5 m 行う。また、5 m の緩衝地を設け、被害の発生を防ぐ、となっています。

本申請地は、盛土対策法の特定盛土等規制区域に該当し、面積 500 ㎡以上の切土・盛土や、高さ 2 m 超の切土・盛土の場合は、届出が必要な区域であります。今回の施工計画では届出も必要ありませんでした。その他の件についても、休耕田であったため、現在まで被害はなく、万一、隣接農地に被害等が生じた場合は、申請人の責において解決する、となっています。24 頁の付近近況図や 28 頁の航空写真からも判断できますが、本申請地は、過去に圃場整備を実施している第 1 種農地に該当し、農用地区域であります。農用地からの除外や用途地域の変更は必要ない旨、農林緑推進課の担当に確認しており、また転用に関しては、農業用施設であるため、例外的に許可が可能となっています。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 1 号の 3 番につきまして、7 番委員、補足説明をお願いします。

7 番 7 番委員です。1 月 21 に、申請人本人に立ち会ってもらい、地元推進委員 2 名と私で、現地の確認をいたしました。この申請地につきましては、10 年ぐらい前まで、地元の方が借りて田んぼの作付けをしていましたが、その時も水の確保がかなり難しいということで、栽培をやめて 10 年ほどこのままの状態で、休耕田となり荒れている状況です。それで 28 頁の航空写真のとおり、この申請地から上の方に田んぼが続いていまして、どうしても農繁期になりますと、水が足りなくなるため、4 軒ほどは水路からポンプアップして水を揚げていますが、それでも足りなくなって、ダンプで水を汲みに行くこともあるなど、非常に不便が生じています。申請者の田んぼはこの道沿いにあり、私もこの近隣のハウスでイチゴを栽培していますが、やはり水が足らずにポンプアップしている状況です。この休耕田にため池を設置することにより、水を確保したいということですので、ご審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、議案第 1 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 8 番 18 番委員です。今の話によりますと、これは個人的なものではなく、共同で水を使うということですか。

7 番 7 番委員です。申請者が借りて、設置をするという申請になっていますが、皆さんが話し合いをして一緒に利用するという事になっていきます。

1 8 番 18 番委員です。申請者が、代表者として借りるということですね。わかりました。

議 長 他に何か意見等ございませんか。

1 2 番 12 番委員です。今のご報告に異論があるわけではないのですが、水が不足しているという大きな問題に対して、すでに政府等で発表されています乾田直播による稲作は考えられていなかったのでしょうか。その辺は何かお聞きになっていれば、教えていただきたいと思います。

7 番 7 番委員です。その栽培法につきましては、聞いてもいませんし、

検討も行っていない。現在の栽培法のみです。

議 長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 6 番委員、入室してください。

《 6 番委員 着席 》

議 長 続きまして、議案第 2 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。「議案第 2 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を説明します。資料 34 頁は議案書です。次頁 35 頁は、集計表で、利用集積計画 1 筆の合意解約、及び農用地利用集積等促進計画(案)の 44 筆が計上されています。次頁 36 頁が、利用集積計画の合意解約の明細です。解約理由は、受け手の法人化に伴う解約となっています。37 頁・38 頁は、今回意見を求められた 44 筆の内訳で、受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、こちらを参照ください。39 頁・40 頁は、一部貸借となった、1 番から 4 番の貸借部分を、赤の網掛けで示しています。41 頁から 44 頁は、受け手の経営内容となっており、対象地の番号と栽培品目を手書きしています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番から 3 番の補足説明を、19 番委員をお願いします。

19 番 19 番委員です。1 月 24 日に、地元推進委員 2 名と私と耕作者の 4 名で、現地を確認いたしました。この件は 5 年ぐらい前からの再契約と

いうことでしたが、梨はもう剪定が終わっており、あとは柿の木の剪定というぐらいでした。耕作者はミカン農家ですが、その合間に梨を1反ほど栽培して、熱心に取り組んでいますので、何ら問題ないと感じます。取り付け道路も、それまで雨が降れば流れていましたが、昨年簡易舗装をしっかりとやって、やる気満々でありますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長 続きまして、4番から31番の補足説明を、10番委員にお願いします。

10番 10番委員です。1月21日に、18番委員と地元推進委員と借り受け人と私の4人で、現地確認をいたしました。借り受け人は去年法人化しまして、本案は、それまでに借りていた土地を、法人名義で借り換えるもので、ほぼ全て今まで借りていた土地がそのまま上がってきている状況です。これにあと4分の1ほど、まだ残っている土地があると言われていました。このためほとんど再契約となっていますが、新規になっているのは、多分出し手が借り手の父親名義であったのを、本人名義に変えて貸借の契約をしたためであると思います。だから、面積的に去年より増えているということもないので、何も問題はないものと思って見てきました。以上です。

議 長 続きまして、32番の補足説明を、18番委員にお願いします。

18番 18番委員です。これは先ほどの10番委員の説明と同じで、1月21日に、地元推進委員と10番委員と、借り受け人との4人で現地確認をいたしました。ここは、先ほど10番委員の説明にあった借り受け人の所有になっていますが、以前はその親戚の方の所有で、こちらにおらず帰ってくる予定もないので、その方に譲渡されたものです。耕作者である本件の借り受け人は、もう70歳になりますが、まだ頑張っていると思いますので、何も問題ないと思います。以上、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、33番から44番の補足説明を、2番委員にお願いします。

2 番 2番委員です。借り受け法人の社長さん、それから地元の最適化推進委員とも都合が合いませんでしたので、今回は私1人で現地確認をいたしました。本案は再契約分で、今はもう収穫が全部済んでおり、作物は何もありませんでしたが、春の準備はもうされているようでした。今までずっと作られているので、何も問題はないと思いますので、

よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 2 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 2 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 3 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は申出分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 3 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、昨年 12 月 15 日から 1 月 14 日まで受け付けた分を審議していただきます。同意分の非農地の資料は、45 頁から 60 頁までです。45 頁が議案書で、1 番から 8 番が西彼町の物件で 2 件 8 筆、9 番から 10 番が西海町の物件で 2 件 2 筆、11 番から 14 番が大島町の物件で 1 件 4 筆、15 番から 32 番が大瀬戸町の物件で 1 件 18 筆、合計 5 件 32 筆 13,459.74 m²の申請となっています。資料につきましては、47 頁に位置図、48 頁から 52 頁に航空写真配置図、53 頁から 60 頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 3 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございません

か。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 3 号の同意分 1 番から 32 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局 事務局です。報告事項は 2 件ありまして、資料 61 頁は、その位置図です。農地改良届が 1 件、農地転用許可不要案件届が 1 件です。報告事項 1 番は、西彼町白似田郷の農地改良届です。次頁 62 頁は、その詳細で、西彼町白似田郷字宮ノ脇の畑、地積 4,570 m²のうち 1,750 m²を嵩上げする内容となっています。詳細の理由としては、現在、段々畑（樹園地）となっているぶどう栽培地の省力化・効率化をはかるため、園地を整地し、SS（スピードスプレーヤー）が稼働できるよう改良するもの、となっています。工事期間は、届出提出後の令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 3 月 31 日です。嵩上げは、園内の土砂を切り取り、埋め戻して、嵩上げ整地するもので、その概要は、別添資料 69 頁の手書きの横断図にあります。図の右側の 20m 部分までが終了しており、提出図面通りの施工ではなく、この 20m 部分までで工事終了とし、他は着手しない旨、本人に伺っています。その現況写真が資料 65 頁・66 頁に添付されています。改良工事は、園内の土砂を使用し、切り盛りして整地しますが、切り盛りが最高 3 m で、改良面積は 1,750 m²になります。現在、市の担当者に盛土規制法に関連する届出の必要性を確認していますが、届等が必要であれば、後日届出者に対応を指導する予定です。なお、1 月 23 日に、完了報告書を提出済みです。報告事項の 1 番の説明は、以上です。

引き続き報告事項 2 番の説明を行います。2 番は、西彼町下岳郷の案件です。これは、議案第 1 号 1 番の農地法第 5 条申請時に判明した件で、着工後の届けになりますが、農地転用許可不要案件届です。物件の所在地は、西彼町下岳郷字牛ノ首の畑で、利用面積は 72.12 m²です。届出者等の詳細は、70 頁を参照ください。届けの事由としては、右側下段に記載のとおり、利便性向上のため、農業用倉庫を設置するもの、となっており、既に設置済みで、顛末書も併せて提出されています。同倉庫は、以前申請地を借用していた農業関連法人が設置したもので、届出や、転用の申請もなく、違反転用状態でしたが、今回の 5 条申請時に判明し、止む無く農地転用許可不要案件届出として受理したものです。報告事項は、以上となります。

議 長 今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他皆さんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和 8 年 2 月 2 5 日（水） 午後 2 時 0 0 分から

場 所：市役所本庁 3 階 議員控室

代 理 これを持ちまして令和 8 年西海市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 8 年 1 月 26 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人